

高知県教育の日「^{こころざし}志・とさ学びの日」推進県民協議会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていくために設置する高知県教育の日「^{こころざし}志・とさ学びの日」推進県民協議会（以下「県民協議会」という。）の任務及び組織に関する必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 県民協議会は、「志・とさ学びの日」宣言の趣旨に沿った取組みについて協議を行うものとする。

(構 成)

第3条 県民協議会は、別表に定める機関、団体の代表者をもって構成する。

(組 織)

第4条 県民協議会には、会長をおく。

- 2 会長は、高知県教育長をもって充てる。
- 3 会長は、県民協議会を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

(事 務 局)

第6条 県民協議会の事務局を高知県教育委員会事務局教育政策課におく。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

別表（第3条関係）

連番	区分	機関、団体名
1	学 校	高知県小中学校長会長
2		高知県高等学校長協会長
3		高知県退職高等学校長会長
4	地 域	放送大学高知学習センター所長
5		公益社団法人高知青年会議所理事長
6		一般社団法人高知県工業会長
7	家 庭	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会長
8		高知県保育士会長
9	包 括	NPO法人人と地域の研究所理事長
10		高知県市町村教育委員会連合会長
11		高知県教育長